



知財(特許)業界でも始めるべき「平明日本語運動」

自分が取り組んでいるテーマは、訳せる日本語の必要性である。これまで、このテーマで幾度か投稿させていただいている。今月号も、その関連である。

NIPTA 理事
日本アイール株式会社
取締役 矢間 伸次

特許明細書とは

国際出願でのPCT (Patent Cooperation Treaty) の約束の下では、国内出願の優先権は認めるが、それを英語で提出するときは、国内で出願した内容と同じ事項を記せ、となっている。当然であろう。

優先権を認めた出願と英語で記述されたそれが異なる記述をされていれば、そこで主張されている発明が別物となってしまう恐れがある。つまり諸国に出願した各國特許明細書の整合性が取れない可能性があることだ。

特許明細書は「発明技術の説明書」である。米国では、単に技術文書の一つであり、より限定すれば英語での表記(Patent Specifications)とおり、発明に関する仕様書との位置づけである。

特許明細書は「技術文書と法律文書が入り混じった何やら難しく特殊な文書である」という誤解があるようだ。確かに特許明細書の中にある【特許請求の範囲(クレーム)】は、発明の権利を主張する文書であるから特許法で規定されている。しかし明細書を読んで理解いただいた処で「アイクレーム」となる流れであるから明細書は分かりやすい普通の文章で書かれているはずだ。

世界で通用する「特許出願明細書」をつくる

日本は「成熟・衰退期」にあり、国内への特許出願は減る。ただし外国出願は増え続ける。現地特許代理人とのやり取りは、当然なが

ら英語(English)で行われる。彼等の仕事用語は自国語と英語である。分かりやすい伝わる英語で、やり取りすればトラブルも少なくなる。

では、翻訳現場はどうなっているのであるか。英語への翻訳が難しいのは、日本語を読解する「日→日翻訳」の作業にある。翻訳者のエネルギーの多くが、この「日→日翻訳」に宛てられている。日本語を母語としている日本人翻訳者が、その日本語の「読み解き」に苦労しているのが現状である。

「スーパー翻訳者」を求む”といっても、それは無理な相談である。たとえ居たとしても勝手に解釈して翻訳することはタブーである。翻訳者は、与えられた日本語の文面に合わせて「忠実翻訳」するのが鉄則である。

世界の人々に「物・事・考え」を伝える「平明日本語」が必要

世界の人々に「物・事・考え」を伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、それらを明快に記述する言語を用意し、分かりやすく伝える責任がある。

我々日本人は、もう一つの日本語を持つ必要がある。それは、日本人と文化を異にする世界の人々に語りかける、橋渡しをするための「平明日本語」、あるいは「文明日本語」のことである。それは日本文化に根ざした「美しい日本語」でなく「伝わる日本語」のことである。